

連 結 財 務 書 類 注 記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価又は備忘価額1円

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

なお、連結対象団体又は会計（地方公営企業会計、地方独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益財団法人、地方三公社、株式会社、社会福祉法人）においては、原則、取得原価としています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の有価証券……………償却原価法

ただし、一部の連結対象団体（地方独立行政法人、公益財団法人）においては、取得原価で評価しています。

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

ただし、一部の連結対象団体（公益社団法人）においては、取得原価と時価に基づく低価法により算定しています。

イ 市場価格のないもの……………取得原価

③ 出資金

ア 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 原材料、商品等……………個別法による原価法

ただし、一部の連結対象団体又は会計（地方公営企業会計、地方独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、株式会社、社会福祉法人）においては、主として先入先出法又は最終仕入原価法によっています。

② 販売用土地……………地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則第4条
第2項各号に掲げる方法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15年～50年

工作物 10年～60年

物品 5年～17年

ただし、一部の連結対象団体（一般社団法人、一般財団法人、公益財団法人、地方三公社、株式会社）については主として定率法によっています。

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

（ソフトウェアについては、当県における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去の平均不納欠損率により又は個別に回収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上しています。

ただし、一部の連結対象団体（一般財団法人、株式会社）においては、法人税法に規定する法定繰入率に基づく繰入限度額によっています。

長期延滞債権については、過去の平均不納欠損率により又は個別に回収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去の平均不納欠損率により又は個別に回収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

ただし、一部の連結対象団体（一部事務組合、地方独立行政法人、公益財団法人、株式会社）においては、主として期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき計上しています。

③ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

ただし、一部の連結対象団体（一部事務組合、地方独立行政法人、公益社団法人、公益財団法人、地方三公社、社会福祉法人）においては、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体又は会計（地方公営企業会計、地方独立行政法人、一般財団法人、地方三公社、株式会社）については、税抜方式によっています。

(8) 連結対象団体（会計）の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

決算日が8月31日である岐阜県魚苗センター（一般財団法人）について、令和6年3月31日において仮決算を行っています。

2 重要な会計方針の変更等

該当事項はありません。

3 重要な後発事象

該当事項はありません。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当事項はありません。

(2) 係争中の訴訟等

令和5年度末時点において、係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているものは9件あり、請求額の合計は27,502千円です。

このうち、主なものは次のとおりです。

- ・名古屋高等裁判所 令和6年（ネ）第43号

損害賠償請求控訴事件

5,500千円

- ・岐阜地方裁判所 令和6年（ワ）第76号

国家賠償請求事件

8,629千円

5 追加情報

(1) 連結対象団体

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
国民健康保険特別会計	特別会計	全部連結	—
岐阜県流域下水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結	—
岐阜県水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結	—
岐阜県工業用水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結	—
岐阜県総合医療センター	地方独立行政法人	全部連結	—
岐阜県立多治見病院	地方独立行政法人	全部連結	—
岐阜県立下呂温泉病院	地方独立行政法人	全部連結	—
岐阜県立看護大学	地方独立行政法人	全部連結	—
岐阜県地方競馬組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	78.95%

岐阜県土地開発公社	地方三公社	全部連結	—
岐阜県住宅供給公社	地方三公社	全部連結	—
(公財) 岐阜県国際交流センター	第三セクター等	全部連結	—
(公財) 岐阜県教育文化財団	第三セクター等	全部連結	—
(公財) ソフトピアジャパン	第三セクター等	全部連結	—
(公財) 岐阜県産業経済振興センター	第三セクター等	全部連結	—
(公財) 岐阜県建設研究センター	第三セクター等	全部連結	—
(公財) 岐阜県美術振興会	第三セクター等	全部連結	—
(公財) 岐阜県スポーツ協会	第三セクター等	全部連結	—
(公財) 岐阜県暴力追放推進センター	第三セクター等	全部連結	—
(一社) 岐阜県農畜産公社	第三セクター等	全部連結	—
(公財) 岐阜県浄水事業公社	第三セクター等	全部連結	—
(一社) 岐阜県畜産協会	第三セクター等	比例連結	47.93%
(公社) 岐阜県森林公社	第三セクター等	全部連結	—
(公社) 木曽三川水源造成公社	第三セクター等	全部連結	—
(一財) 岐阜県魚苗センター	第三セクター等	比例連結	45%
(一財) 岐阜県公衆衛生検査センター	第三セクター等	比例連結	33.3%
(公財) セラミックパーク美濃	第三セクター等	比例連結	33%
(一財) 岐阜県市町村行政情報センター	第三セクター等	比例連結	26.15%
(一財) 飛騨地域地場産業振興センター	第三セクター等	比例連結	25%
(公財) 岐阜県生活衛生営業	第三セクター等	全部連結	—

指導センター			
(株)サン・シング東海	第三セクター等	比例連結	44%
岐阜県名産販売(株)	第三セクター等	比例連結	40.4%
(株)グイ・アール・テクノセンター	第三セクター等	比例連結	37.39%
明知鉄道(株)	第三セクター等	比例連結	32.5%
長良川鉄道(株)	第三セクター等	比例連結	27.5%
(社福)岐阜県福祉事業団	第三セクター等	全部連結	—
(公財)岐阜かかみがはら航空宇宙博物館	第三セクター等	比例連結	50%

連結の方法は次のとおりです。

- ① 地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。
- ② 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。
- ③ 地方独立行政法人は、すべて全部連結の対象としています。
- ④ 地方三公社は、すべて全部連結の対象としています。
- ⑤ 第三セクター等は、出資割合等が50%を超える団体（出資割合等が50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績等に応じて、比例連結の対象としています。ただし、出資割合が25%未満であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としません。

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています

(3) 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

次のいずれかに該当する資産

- a 現に公用もしくは公共用に供されていない公有財産（一時的に賃貸している場合を含む）にあつては、普通財産のうち活用が図られていない公共資産
- b 売却が既に決定している、または、近い将来売却が予定されていると判断される資産にあつては、翌年度予算において、財産収入として措置されている公共資産

イ 内訳

事業用資産	9 2 百万円（	9 4 百万円）
土地	9 2 百万円（	9 4 百万円）
インフラ資産	3 1 百万円（	3 1 百万円）
土地	3 1 百万円（	3 1 百万円）
物 品	1 3 百万円（	0 百万円）

令和6年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、令和6年度当初予算において財産売却収入として歳入予算に計上した金額を記載しています。

上記の（ ）内は貸借対照表における簿価を記載しています。